

公 表 第 4 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年3月29日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和2年度

部局名：総合政策部

		指摘事項等	措置状況等
意見	事務監査	<p>本市の財政状況は、社会保障費の増加や豪雨災害の影響などにより悪化の傾向にある。令和元年度には財政調整基金20億円取り崩して歳入に繰り入れている。財政調整基金の取崩しは平成20年度以来である。一般会計に係る基金の総額は、平成25年度の約280億円から約165億円へと大きく減少している。新型コロナウイルス感染症の影響はリーマンショックを超えると言われており、令和3年度以降の税収の大幅な減少や扶助費等の伸びが見込まれている。今後、財政運営が非常に厳しくなることが予測され、予算編成に当たっては個々の事業の必要性や効果について徹底的な検証を行い、各部局と協議しながら必要に応じ事業の取捨選択を行うなどの対応を求めるものである。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症は今後の財政運営に大きな影響を及ぼすものと認識しており、今後、より厳しい財政環境となることが予測されます。このような中、令和3年度予算編成にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策と、多発する災害に備えた防災・減災対策を直面する喫緊の課題と捉えるとともに、既存事業のゼロベースでの見直し、事業の厳選と重点化、経常的・固定的経費の圧縮などの課題認識を全部局で共有し、予算編成作業に取り組みました。</p> <p>今後も、新型コロナウイルス感染症による社会構造の変化や財政への影響を的確に捉えながら、新しい日常への対応を念頭に、真に必要な事業を厳選し、限られた財源の合理的かつ効果的な運用に努めてまいります。</p>

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和2年度

部局名：総務部

		指摘事項等	措置状況等
意見	事務監査	<p>本市は3年連続で「大雨特別警報」が発令されるなど、大規模災害のリスクが高まっている。令和元年度の意見では、災害対応の実効性を高めるため、「業務継続計画」や、他の地方公共団体や企業、ボランティアなど外部の応援を受け入れる「受援計画」、各対策部における行動マニュアル等の整備や見直しを求めた。「受援計画」は未策定である。令和2年7月豪雨では体制の整備が整わず、円滑な外部への応援要請や受け入れができたとは言い難い。大規模災害により、行政機能が低下する中であっても、被災者支援等の業務を遂行する必要がある、他の地方公共団体や企業、ボランティアなど外部の応援を最大限活用することが求められる。早急に「地域防災計画」等との整合性を図り「受援計画」を策定すること。平成31年4月に災害対策本部を総務部へ移管した強みを生かし、周知徹底を図り運用に努められたい。</p>	<p>近年頻発している自然災害を受け、災害対応を円滑に行うための取り組みを進めているところで、その中で、熊本地震後に計画策定に着手した業務継続計画は、令和2年3月に運用開始しております。また、受援計画については、業務継続計画を補完する計画であることから、業務継続計画策定後に着手しており、現在は素案の策定が進んでいる状況で、次期出水期までに運用を開始したいと考えております。今後、こういった計画に基づく訓練を実施し、計画の実効性を高めていきたいと考えております。</p>